

重要事項説明書



介護老人保健施設ホットスプリング美原

(別紙 1)

介護老人保健施設ホットスプリング美原のご案内

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・ 事業所名	介護老人保健施設ホットスプリング美原
・ 開設年月日	平成 8 年 1 2 月 1 7 日
・ 所在地	大阪府堺市美原区菅生 9 0 3 番地 3
・ 電話番号	0 7 2 - 3 6 3 - 2 7 7 7
・ 開設者名	網 田 隆 次
・ 介護保険指定番号	2 7 5 0 1 8 0 1 5 6

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを、また、ご利用者が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、本施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

(3) 運営方針

「ご利用者の自立を啓蒙・支援するとともに家庭への復帰を目指します。」

「明るく楽しい雰囲気作りのため、環境整備に心掛けご利用者のニーズにあった良質なサービスを提供します。」

(4) 職員体制

入 所	基準人員	配置人員	業 務 内 容
・ 医 師	1. 0	1. 1	診療並びに保健衛生の指導
・ 看護職員	9. 5	10. 0	保健衛生並びに医師の指示に伴う看護業務
・ 介護職員	23. 8	28. 0	日常生活全般にわたる介護業務
・ 支援相談員	1. 0	2. 0	ご利用者・ご家族の相談業務
・ 理学(作業)療法士	1. 0	3. 0	機能回復訓練業務
・ 管理栄養士	1. 0	2. 0	献立作成並びに栄養管理指導業務
・ 介護支援専門員	1. 0	1. 0	施設サービス計画の作成業務
・ 事務職員		3. 0	一般事務及び庶務業務

通 所	基準人員	配置人員	業 務 内 容
・ 医 師	1.0	1.0	診療並びに保健衛生の指導
・ 看護職員	—	—	保健衛生並びに医師の指示に伴う看護業務
・ 介護職員	4.0	16.5	日常生活全般にわたる介護業務
・ 支援相談員	1.0	1.0	ご利用者・ご家族の相談業務
・ 理学(作業)療法士	1.0	2.0	機能回復訓練業務

(5) 入所定員 定 員 100名
療養室（個室－1室／2人室－6室／3人室－1室／4人室－21室）

(6) 通所定員 定 員 40名

2. サービス内容

- 1 施設サービス計画の立案
- 2 短期入所療養介護サービス計画の立案
- 3 介護予防短期入所療養介護サービス計画の立案
- 4 通所リハビリテーションサービス計画の立案
- 5 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案
- 6 通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーションの
営業日および営業時間
営 業 日 / 月・火・水・木・金・土
休 業 日 / 年末年始（12/31～1/3）、悪天候の場合、緊急やむを得ない場合
営 業 時 間 / 9：00 ～ 17：30
- 7 食事（食事は原則として食堂でお摂りいただきます）
朝食 7時45分～8時30分
昼食 11時45分～12時45分（通所は12時30分～）
夕食 17時30分～18時30分
- 8 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要するご利用者には必要に応じ特別浴槽で対応します。入所ご利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただしご利用者の身体の状態に応じて清拭等となる場合があります。）
- 9 医学的管理、看護
- 10 介護（退所時の支援も行います。）
- 11 リハビリテーション
- 12 相談援助サービス
- 13 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- 14 ご利用者が選定する特別な食事の提供（要相談）
- 15 理美容サービス（ご希望者）
- 16 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、扶養者のお迎えが居宅 介護サービス計画に定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- 17 行政手続代行（要介護認定申請など）
- 18 その他
*これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。適時ご相談下さい。

3. 協力医療機関

本施設では下記の医療機関・歯科医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

名	称	医療法人暁美会 田中病院
診 療 科 目		内科・形成外科・呼吸器科他
住 所		堺市美原区黒山39番10
電 話 番 号		072-361-3555

- ・ 協力医療機関

名	称	医療法人垣谷会 明治橋病院
診 療 科 目		内科・整形外科
住 所		松原市三宅西1丁目358-3
電 話 番 号		072-334-8558

- ・ 協力医療機関

名	称	医療法人恒昭会 青葉丘病院
診 療 科 目		内科・精神科・整形外科
住 所		大阪狭山市東池尻1丁目2198番1
電 話 番 号		072-365-3821

- ・ 協力歯科医院（施設訪問診療）

名	称	医療法人佳晴会 おのえ歯科
診 療 科 目		歯科
住 所		堺市堺区戎島町2丁9番地
電 話 番 号		072-233-4888

緊急時の対応

緊急時の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

※上記以外の医療機関等に協力をお願いする場合があります。

4. 施設利用に当たっての留意事項

◎ 飲食物の持ち込み

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられています。同時に、施設はご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

◎ 差し入れ

本施設は医学的管理の下で、ご利用期間中の健康状態の維持改善を支援いたしております。また、食中毒等予防のため、飲食物（特に生もの）のご持参は原則お控え下さい。面会時等で飲食物をご持参された方は必ず、職員へ声をお掛け下さい。なお、本施設の収納スペースは限りがございます。残りが出た場合は、必ずお持ち帰り下さい。

◎ 喫 煙

原則、館内は禁煙となっております。

事故防止のため、タバコ・火器類はお持込を禁止させていただきます。

◎面 会

面会時間は、原則午前 10 時から午後 8 時までとなっております。面会は頻繁にお越しくださいますようお願いいたします。面会の際は、1F 事務所カウンターに設置する面会者名簿に必要事項をご記入下さい。また、ご入所される各階のサービスステーションにお声をお掛け下さい。

◎外出・外泊

本施設では、家庭への復帰を目指す意味においても、外出・外泊を推奨しております。なお、外出・外泊には本施設管理医師の許可が必要となります。ご本人の体調や、お食事・お薬の準備がございますので、原則、前日までにお知らせ下さい。また、外出・外泊にかかる「届出書類」(各階サービスステーション)がございます。必ずご記入の上、1 階事務所へご提出下さい。

◎お荷物

持ち物すべてにお名前をフルネームでお書き下さい。
必要以上のお荷物の持ち込みはご遠慮下さい。

◎金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品はお持ちにならないで下さい。なお、ご利用期間中の紛失や破損には一切責任を持ちかねますことご了承下さい。

◎宗 教

宗教や習慣の相違等で他の利用者にご迷惑を掛ける行為はご遠慮下さい。

◎ペットの持ち込み

ご遠慮下さい。

◎医療について

本施設では管理医師・看護師による健康管理が行われます。状況に応じて検査やお薬の変更が行われる場合があります。

◎外出・外泊時の他科受診

外出先・外泊先で、無断で他の医療機関に受診することはご遠慮下さい。やむを得ず他の医療機関での受診を希望される場合は、必ず事前に本施設に申し出て下さい。その際、施設が発行する書類を当該医療機関へご提示下さい。

外出先・外泊先で状態が急変し受診された場合は、必ず当該医療機関に介護老人保健施設に入所している旨を伝え、本施設にもご連絡下さい。

5. 非常災害対策等

- ① 本施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 災害発生後、ご利用者へサービスの提供を継続的に実施するための指針を定め、これに基づき業務継続計画を策定し、非常時の体制で早期業務再開を図れるよう必要な措置を講じます。
- ③ 従事者に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修を定期的の実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行います。
防災設備 非常通報装置・スプリンクラー・消火器・消火栓・非常階段等
避難および非常災害対策初動等訓練 年 2 回以上

6. 虐待の防止について

- ・虐待防止に関する指針を定め、これに基づき対応を行います。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・苦情解決体制を整備しています。

本施設以外に、虐待に係る苦情や相談に関して、下記の相談窓口があります。

美原基幹型包括支援センター	美原区役所内	☎072-361-1950
美原第1地域包括支援センター	美原荘内	☎072-369-3070

7. 身体拘束について

原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合等、ご本人または他人の生命・身体等に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者ご本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 非代替性……身体拘束以外に、ご利用者ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- 一時性……ご利用者ご本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. ハラスメントの防止について

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- ・施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。
- ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等をもとに即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しないための防止策を検討します。
- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9. 禁止事項

- ① 本施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ② 喧嘩もしくは口論、楽器などの音を異常に大きく出して静穏を乱し、他のご利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 外出時等の飲酒により酒気帯びでの帰所、または泥酔しての帰所。

- ④ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを施設外に持ち出すこと。
- ⑤ 金銭または物品によって賭け事をする事。
- ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑦ 無断で備品の位置、または形状を変えること。
- ⑧ 施設及び職員へのお心遣い。

10. ご要望および苦情等のご相談

- ・ 本施設の支援相談員を窓口としております。お気軽にご相談下さい。
- ・ ご要望及び苦情等は、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。各階に備え付けられたご意見箱「やまびこ」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

本施設以外に、介護保険の苦情や相談に関して、下記の相談窓口があります。

堺市健康福祉局	長寿社会部介護保険課	☎072-228-7513
堺保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-228-7477
中保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-270-8195
東保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-287-8112
西保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-275-1912
南保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-290-1812
北保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-258-6771
美原保健福祉総合センター	地域福祉課	☎072-363-9316
大阪府国民健康保険団体連合会	介護保険課	☎06-6949-5309

11. 事故発生時の対応及び賠償責任

本施設は、ご利用者が安心して介護保健施設サービスを受けて頂くために、サービスの提供によって事故が発生した場合には、市町村・当該ご利用者の扶養者に連絡し、必要な措置を講じます。本施設の責に帰すべき事由によって、ご利用者が損害を被った場合は、速やかに以下の必要な措置を講じます。

- ① ご利用者に対する介護保険サービスの提供によって賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ② 守秘義務に違反した場合など、身体・財物事故を伴わない経済的損失についても賠償します。
- ③ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対応を講じます。
尚、ご利用者の責に帰すべき事由によって、本施設が損害を被った場合、ご利用者及び扶養者は、連帯して本施設に対しその損害を賠償するものとします。

12. 第三者による評価の実施状況

本施設は、第三者の評価機関が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質等を評価を受けます。結果により、自らのサービスの内容と水準および組織としてのマネジメント力の実情を認識し、ご利用者本位のサービスを一層充実させていきます。

直近実施時期 平成 30 年 5～9 月 社会福祉法人堺市社会福祉法人天寿会協議会
地域福祉課 地域福祉推進係
堺市民生委員児童委員連合会
介護相談派遣事業

13. その他

本施設の詳細につきましては、別にパンフレットを用意しております。随時ご請求下さい。